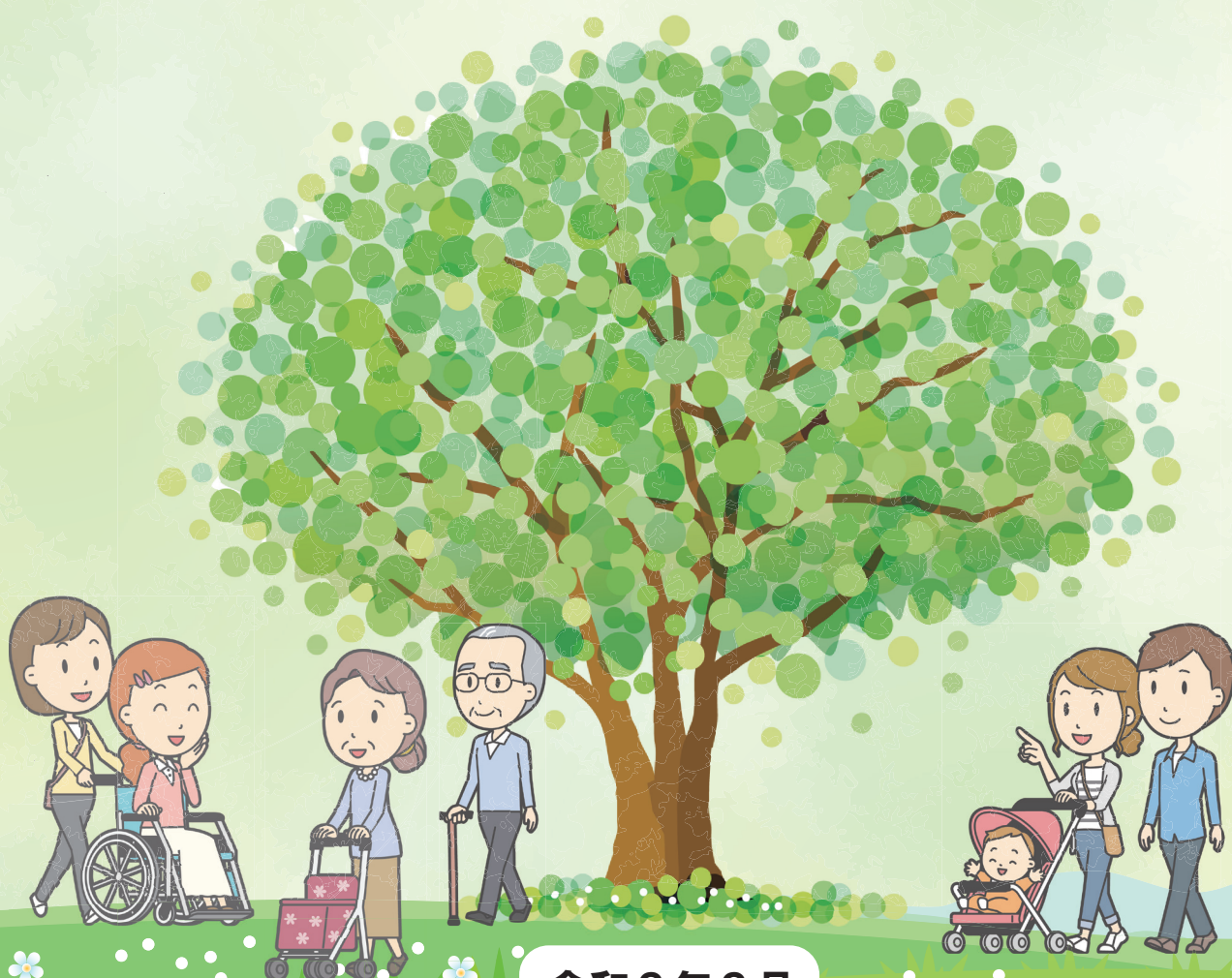


銚田市第5期障害者基本計画 銚田市第6期障害福祉計画 銚田市第2期障害児福祉計画

概要版



令和3年3月
銚田市



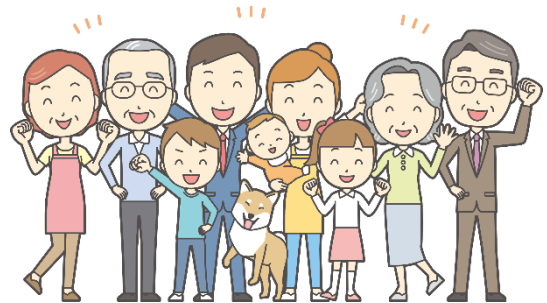
計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

銚田市では、平成 29 年 3 月に「銚田市第 4 期障害者基本計画・銚田市第 5 期障害福祉計画・銚田市第 1 期障害児福祉計画」を策定し、「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念に掲げ、さまざまな障害児・者の施策を推進してきました。

平成 30 年 4 月には、改正社会福祉法により「地域共生社会」の考え方が位置付けられ、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする「銚田市第 5 期障害者基本計画・銚田市第 6 期障害福祉計画・銚田市第 2 期障害児福祉計画」を新たに策定するものです。



2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「銚田市総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画に「銚田市地域福祉計画」を位置づけ、「銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「銚田市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図るとともに、その他、個別部門計画である「銚田市健康増進計画・食育推進計画」等との整合性を図り策定しました。

また、国の『障害者基本計画（第 4 次）』、茨城県の『第 2 期新しいばらき障害者プラン』との整合性を図った計画とします。

4 計画の期間

「銚田市第 5 期障害者基本計画」の期間については、3 年間とします。

「銚田市第 6 期障害福祉計画」及び「銚田市第 2 期障害児福祉計画」の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりはもとより、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現する努力が必要です。

このため、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障害者施策を推進するために、「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念とします。

障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す

2 施策の体系

基本理念を実現するために、7つの基本目標を設定し、施策を展開します。

基本理念	基本目標	施策の方向
障害者の自立を支援し、 ともに暮らせる地域社会づくりを目指す	1 心のバリアをなくすために	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 差別の解消と権利擁護の推進 (3) ボランティア活動の推進
	2 とともに生活できる安心な社会を実現するために	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 地域生活支援事業の充実 (4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進
	3 人にやさしいまちづくりを進めるために	(1) 生活環境の整備 (2) 防災、防犯体制の整備 (3) 行政サービス等における配慮の促進
	4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために	(1) 療育・保育体制の充実 (2) 教育の推進
	5 自立や社会参加を進めるために	(1) 就労の支援 (2) 経済的自立の支援
	6 健やかに暮らすために	(1) 障害の早期発見、早期療育の推進 (2) 障害者の健康づくりの推進 (3) 精神保健施策の充実
	7 情報のバリアをなくすために	(1) 情報提供の充実 (2) コミュニケーション支援体制の充実



令和5年度に向けた目標設定

1 施設入所から地域生活への移行

福祉施設に入所している人がグループホーム、一般住宅等に移行し、地域生活を送ることを目指すため、以下の①、②の目標を設定します。

令和元年度末の入所者数 (A) **84人**
令和2年3月31日の施設入所者数

令和5年度末の入所者数 (B) **82人**
令和6年3月31日の利用人数

①入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数 **5人**
施設入所からグループホーム・一般住宅等へ移行する人数

②入所施設の入所者数

削減見込 (A - B) **2人**
差引減少見込数

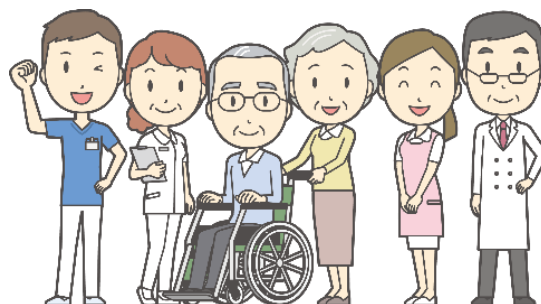
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、以下の目標を設定します。

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- ・精神障害者の地域移行支援の利用者数
- ・精神障害者の地域定着支援の利用者数
- ・精神障害者の共同生活援助の利用者数
- ・精神障害者の自立生活援助の利用者数

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等の利用体制は整備済みであることから、引き続き、地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。



4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、以下の①から⑥の目標を設定します。

①福祉施設から一般就労への移行

令和元年度中に福祉施設から
一般就労へ移行した人数 **3人**

令和5年度中に福祉施設から
一般就労へ移行する人数 **5人**

②就労移行支援事業の一般就労への移行

令和元年度中に就労移行支援事業を通じて、
一般就労へ移行した人数 **2人**

令和5年度中に就労移行支援事業を通じて
一般就労へ移行する人数 **3人**

③就労継続支援A型の一般就労への移行

令和元年度中に就労継続支援A型を通じて、
一般就労へ移行した人数 **0人**

令和5年度中に就労継続支援A型を通じて
一般就労へ移行する人数 **1人**

④就労継続支援B型の一般就労への移行

令和元年度中に就労継続支援B型を通じて、
一般就労へ移行した人数 **1人**

令和5年度中に就労継続支援B型を通じて
一般就労へ移行する人数 **1人**

⑤就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における一般就労移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを
目指します。

⑥就労定着支援事業の就労定着率

令和5年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の
7割以上を目指します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の
関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を確保するため、以下の①
から④の目標を設定します。

①児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域
に少なくとも1箇所以上設置するための検討を行います。

②保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援の利用体制は整備済みであることから、引き続き、
利用体制の継続を図っていきます。



③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の利用体制は整備済みであることから、引き続き、利用体制の継続を図っていきます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場は設置済みであることから、引き続き、協議の場の運営に努めていきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置していることから、引き続き、コーディネーターの活用を促進していきます。

6 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援を推進するため、以下の目標を設定します。

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 **2人**
 - ・ペアレントメンターの人数 **1人**
 - ・ピアサポートの活動への参加人数 **1人**
- ※上記は令和5年度の目標

7 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を構築するため、以下の目標を設定します。

- ・総合的・専門的な相談支援の実施 **検討**
 - ・相談機関との連携強化の取組の実施 **検討**
 - ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 **実施**
 - ・相談支援事業者の人材育成の支援 **実施**
- ※上記は令和5年度の目標
- 基幹相談支援センターを設置し、専門的な相談支援、連携の強化を検討

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質に向けた取組の実施体制を構築するため、以下の目標を設定します。

- ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加 **実施／参加**
 - ・障害者自立支援審査支払システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施 **有／参加**
 - ・都道府県が実施する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有 **有／共有**
- ※上記は令和5年度の目標



障害福祉サービス等の見込量

区分	サービス名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間/月	790	820	850
		人/月	37	39	41
日中活動系サービス	生活介護	人日/月	2,772	2,814	2,856
		人/月	132	134	136
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	90	90	90
		人/月	6	6	6
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	66	66	66
		人/月	3	3	3
	就労移行支援	人日/月	418	418	418
		人/月	22	22	22
	就労継続支援（A型）	人日/月	190	209	209
		人/月	10	11	11
	就労継続支援（B型）	人日/月	2,270	2,360	2,450
		人/月	126	131	136
	就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護		人日/月	180	180	180
短期入所（ショートステイ）	福祉型	人日/月	88	96	104
		人/月	11	12	13
	医療型	人日/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
居住系サービス	自立生活援助	人/月	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	人/月	67	69	71
	施設入所支援	人/月	82	82	82
相談支援	計画相談支援	人/年	370	375	380
	地域移行支援	人/年	0	0	0
	地域定着支援	人/年	0	0	0
障害児支援サービス等	児童発達支援	人日/月	200	210	210
		人/月	20	21	21
	放課後等デイサービス	人日/月	560	590	630
		人/月	45	48	51
	保育所等訪問支援	人日/月	1	1	2
		人/月	2	2	3
	医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	2
		人/月	0	0	1
	障害児相談支援	人/年	78	80	82
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	1	2	2	
子ども・子育て支援等における障害児の受け入れ	保育所	人/年	2	2	2
	幼稚園	人/年	2	2	2
	放課後児童健全育成事業	人/年	4	4	4



地域生活支援事業の見込量

区分	サービス名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	検討	検討	検討	
	自発的活動支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	
	相談支援事業	実施の有無	有	有	有	
	成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	5	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人/年	40	40	40
		手話通訳者設置 事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
	日常生活用具給 付等事業	介護・訓練支援用 具	件/年	3	3	3
		自立生活支援用 具		5	5	5
		在宅療養等支援 用具		6	6	6
		情報・意思疎通支 援用具		5	5	10
		排泄管理支援用 具		1,100	1,120	1,150
		居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)		1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	人/年	2	2	2	
移動支援事業		人/年	16	16	17	
		時間/年	630	630	660	
任意事業	地域活動支援センター	人/年	26	26	27	
		か所数	2	2	2	
	日中一時支援事業	人/年	33	33	34	
	自動車改造費用助成事業	人/年	1	1	1	



銚田市第5期障害者基本計画・銚田市第6期障害福祉計画・銚田市第2期障害児福祉計画
【概要版】

令和3年3月

発行：銚田市／編集：銚田市福祉事務所社会福祉課

TEL：0291-33-2111（代表） URL：https://www.city.hokota.lg.jp/